

第3章 旅客運賃、料金

第1節 通 則

(旅客運賃、計算上の区間等)

第48条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する区間及び発着の順序によって計算する。

(旅客の区分及び旅客運賃の收受方)

第49条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃を收受する。

大人 12歳以上の者

小児 6歳以上12歳未満の者

幼児 1歳以上6歳未満の者

2 前項の規定による幼児に対しては旅客運賃を收受しない。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は、これを小児とみなし、小児旅客運賃を收受する。

(1) 幼児が単独で旅行するとき。

(2) 幼児が団体旅客として旅行するとき又は企画券等で幼児運賃の設定があるとき。

(3) 当該幼児が団体券以外の乗車券を使用する6歳以上の旅客に随伴される場合の2人を超えた者であるとき。

(小児の旅客運賃)

第50条 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃は、別途割引を定める場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃又は定期旅客運賃を折半し計算上生じた10円未満のは数を切上げて10円単位とした額とする。企画券については、その都度定める。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第 51 条 旅客は、別に定める場合を除いて、旅客運賃について 2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一乗車券について重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第 2 節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第 52 条 大人片道普通旅客運賃は、別に定めるとおりとする。

(往復乗車の場合の普通旅客運賃)

第 53 条 往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

(臨時特殊割引)

第 54 条 第 22 条の規定により、割引の普通券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、その都度決めるものとする。

第 3 節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第 55 条 大人定期旅客運賃は、別に定めるとおりとする。

【細則 第 29 条】

第4節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第56条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第57条 第29条の規定によって団体券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学校団体

15人以上	99人まで	2割引
100人以上	299人まで	3割引
300人以上		4割引

(2) 普通団体

15人以上	99人まで	1割引
100人以上	299人まで	2割引
300人以上		3割引

(3) 無賃扱い人員

団体旅客に対しては、次により無賃扱いとする。

団体構成人員	無賃扱い人員
15人～99人	1人
100人以上、50人までを増すごとに	1人を加える

- 2 小学校児童によって構成された前項第1号の団体旅客中に12歳以上の児童を含む場合、その児童は小児とみなして取扱う。

【細則 第30条、第31条】

(団体旅客運賃の計算方)

第58条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。ただし、1人当たりの通算運賃額が、当社が定める最低運賃を下回ることはできないものとする。

(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から、割引額を差引いた額に団体旅客運賃の収受人員を乗じ、10円未満のは数を切捨てて10円単位とした額（以下「は数計算」という）とする。

(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から、割引額を差引いた額に団体旅客運賃の収受人員を乗じ、は数計算した額とする。

(3) 大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児別に前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。この場合の割引率は、合計人数によるものとする。

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合に収受する旅客運賃)

第 59 条 第 33 条の規定により輸送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員がその責任人員に満たなくなった場合は、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受する。

2 前項の規定によって責任人員に相当する団体旅客運賃を収受する場合の不足人員に対する旅客運賃の計算方は、次による。

(1) 申込人員が大人だけの団体の場合は、不足人員を大人として計算する。

(2) 申込人員が大人と小児との混乗の団体の場合は、次のとおりとする。

イ. 大人だけが減少した場合は、不足人員を大人として計算する。

ロ. 小児だけが減少した場合は、不足人員を小児として計算する。

ハ. 大人と小児とが、ともに減少した場合は、各別の不足人員によって計算する。

(3) 第 1 号の団体で小児が加わった場合又は前号の場合で、大人又は小児の一方が減少し、他方が増加した場合は、大人 1 人を小児 2 人に、小児 1 人を大人 0.5 人に、それぞれ換算して責任人員に対する不足人員を算出する。

第 6 節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第 60 条 第 36 条の規定による貸切旅客運賃は、別に定める場合を除き、その車両の定員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

(定員超過の場合の貸切旅客運賃)

第 61 条 前条の規定により貸切旅客運賃を計算する場合において、実際乗車人員がその旅客運賃収受人員を超過するときは、実際乗車人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

第 7 節 特殊割引旅客運賃

(被救護者割引普通旅客運賃)

第 62 条 第 40 条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通券を発売する場合は、普通旅客運賃を 5 割引し、は数計算した額とする。

(特定被救護者割引定期旅客運賃)

第 63 条 第 42 条の規定により割引の通勤定期券又は通学定期券を発売する場合は、通勤定期旅客運賃又は通学定期旅客運賃を 5 割引し、は数計算した額とする。

(通学用割引回数旅客運賃)

第 64 条 第 43 条の規定により通学用割引回数券を発売する場合は、大人回数旅客運賃を 5 割引する。

(身体障害者及び知的障害者割引旅客運賃)

第 65 条 第 45 条の規定により身体障害者及び知的障害者とその介護者に対して割引の乗車券を発売する場合は、「身体障害者旅客運賃割引規程」及び「知的障害者旅客運賃割引規程」による。

(往復乗車の場合の割引旅客運賃)

第 66 条 往復乗車する場合の割引旅客運賃は、片道割引旅客運賃を 2 倍した額とする。

第 8 節 その他の料金

(車両の留置料)

第 67 条 第 36 条の規定によって、車両を貸切とする旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻より再び乗車する駅の出発時刻までは、その時間について別に定める車両留置料を収受することができる。

2 前項の規定による車両の留置料金を貸切券の発売駅において収受する場合は、貸切券によって合わせ収受する。

(貸切扱い取消しの場合の回送料)

第 68 条 車両を貸切とする場合であって、これを他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込みを取消した場合は、その回送区間及び返送区間の全キロ程について、別に定める車両回送料を収受することができる。この場合、回送区間と返送区間のキロ程は、それぞれ打切って計算するものとする。

2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあつてはこれを収受しないこととする。

第4章 乗車券類の効力

第1節 通 則

(乗車券類の使用条件)

第69条 乗車券類は、乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人が1回に限りその券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期券及び企画券のうちその旨を記したものについてはその使用回数を制限しない。

2 同一旅客が、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、その1枚のみを使用することができる。

3 乗車券類は、原則として乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には使用することができない。

(効力の特例)

第70条 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。

- (1) 使用者の資格を特定しない無記名式大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合。
- (2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合。
- (3) 小児用の乗車券は、その通用期間中に使用者の年齢が12歳に達した場合であっても、これを使用することができる。

(券面表示事項が不明となった乗車券類)

第 71 条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを最寄りの駅（定期券にあつては発行駅。）に差出して書替えを請求することができる。

3 前項の規定により旅客から書替えの請求があつた場合は、悪意がないと認められ、かつ、旅客からの申出その他の方法によりその不明事項が判明できるときに限って、その乗車券類と引換えに再交付の取扱いをする。

【細則 第 32 条】

(不乗区間に対する取扱い)

第 72 条 旅客は、第 70 条の規定により、乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中の駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、払戻しの請求をすることができない。

【細則 第 33 条】

(効力のない乗車券類を使用しようとした場合の取扱い方)

第 73 条 旅客が効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであつて、悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りでない。

第2節 乗車券類の効力

(通用期間)

第74条 乗車券の通用期間は、別に定める場合のほか次の各号による。
ただし、最終列車が終着駅に到着するまでを当日とみなす。

(1) 普通券

- イ. 片道券 発売当日限りとする。
- ロ. 往復券 発売当日を含め2日とする。

(2) 定期券 券面表示期間のとおりとする。

(3) 回数券 3箇月とする。

(4) 団体券 その都度定める。

(5) 貸切券 その都度定める。

(6) 特殊割引券

- イ. 被救護者割引券 第1号及び第2号の規定を準用する。
- ロ. 通学用割引回数券 6箇月とする。
- ハ. 身体障害者割引券、知的障害者割引券
 - (a) 割引普通券 第1号の規定を準用する。
 - (b) 割引定期券 第2号の規定を準用する。
 - (c) 割引回数券 第3号の規定を準用する。

(7) 企画券 その都度定める。

(通用期間経過後の継続乗車)

第 75 条 乗車中に通用期間を経過した乗車券は、下車しないでそのまま乗車する場合に限り、その券面に表示された着駅までは第 69 条の規定にかかわらずこれを使用することができる。この場合、接続駅において設備又は時間の関係上、旅客が接続のための一時待合わせの場合の出場のときには、指定した列車に乗継ぐ場合に限り、継続乗車をしているものとみなす。

(途中下車)

第 76 条 途中下車の取扱いについては、次による。

(1) 定期券を所持している旅客は、旅行開始後その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の任意の駅に下車して出場した後、再び列車に乗継ぐことができる。

(2) 普通券、回数券は、接続駅において設備又は時間の関係上、旅客が接続のための一時待合わせの場合の出場のときを除き、途中下車することができない。なお、この場合であっても途中下車印等の相当の証印を押なつするものとする。

(大人用回数券を小児が使用する場合の特例)

第 77 条 大人用の回数券は、これを小児が同時に使用する場合は、第 69 条の規定にかかわらず、1 券片をもって 2 人が乗車することができる。

(回数券の同時使用)

第 78 条 回数券において同行する旅客は、券売機発売の回数券である場合を除き、最終券片を所持する旅客と合わせて同時に使用することができる。

2 前条又は前項の規定により乗車する同行の旅客は、旅行を終了するまで最終券片を所持している旅客と同行しなければならない。

(改氏名の場合の定期券の書替え)

第 79 条 定期券又は使用者の氏名を記した乗車券類の使用者が氏名を改めた場合は、これを発行駅に差出して、その氏名の書替えを請求するものとする。

2 前項の書換えを請求する場合、定期券の使用者は別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 80 条 乗車券(往復券又は回数券については、その使用する券片)は、次の各号のいずれかに該当する場合、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第 166 条の取扱いを受けたとき。
- (3) 鉄道営業法(明治 33 年法律第 65 号)第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期券以外の乗車券が無効となる場合)

第 81 条 定期券以外の乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合はその全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購求した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第 20 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購求した乗車券を使用したとき。
- (4) 身分又は資格を偽って発行された各種割引証又は証明書で購求した乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項(途中下車印等を含む。)を塗消し又は改変して使用した

とき。

(6) 区間の連続していない2枚以上の普通券又は回数券及び普通券と回数券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(7) 別に定める場合を除き、旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。

(8) 証明書等の携行を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを正当な理由無く携行していないとき。

(9) 係員の承諾を得ないで又は悪意を持って、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

(10) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第70条第3号に規定する場合を除く。

(11) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。

(12) 通用期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第75条に規定する場合を除く。

(13) その他、乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む、以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

【細則 第38条】

(定期券が無効となる場合)

第 82 条 定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

(1) 定期券をその記名人以外の者(団体等に対して発行したものにあっては、当該団体等の構成員でない者)が使用したとき。

(2) 券面表示事項が不明となった定期券を使用したとき。ただし、無人駅から書替えのために当該定期券発行駅まで乗車する場合を除く。

(3) 使用資格、氏名、年齢、区間又は通学の事実を偽って購求した定期券を使用したとき。

(4) 券面表示事項を塗消し又は改変して使用したとき及び偽造した定期券を使用したとき。

(5) 区間の連続していない2枚以上の定期券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(6) 定期券の区間と連続していない普通券又は回数券等を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(7) 通学定期券を使用する旅客が、使用資格を失った後に使用したとき。

(8) 通用期間開始前の定期券をその期間開始前に使用したとき。

(9) 通用期間満了後の定期券をその期間満了後に使用したとき。

(10) 通学定期券を使用する旅客であって、第 84 条の規定によって証明書を携帯しなければならない場合に、これを携帯していないとき。

(11) 係員の承諾を得ないで、定期券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。ただし、別に定める場合を除く。

(12) その他、定期券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む、以下同じ。）した定期券を使用して乗車した場合に準用する。

【細則 第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 58 条】

(表紙から切離された回数券の券片等の効力)

第 83 条 回数券の券片は、旅行開始前に切離した場合は、無効として回収する。ただし、券面に有効期限等が明記されている場合及び券売機発行の回数券である場合を除く。

【細則 第 39 条】

(通学定期券の効力)

第 84 条 通学定期券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式又はそれに準ずるものによる証明書を携帯する場合に限って有効とする。

【細則 第 41 条】

(1) 一般用

表 面

契 印	
証 明 書	
No.	
下記の者は、当校□□ の学生（生徒）で あることを証明す る。	所属 部（科） 学年 第 学年（ 年 度生） 氏 名 (才) 生年月日 年 月 日生 住所 年 月 日 発行 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名
写 真 契 印	代表者 職 印

裏 面

- (注 意)
- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
 - (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
 - (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
 - (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(2) 通学定期券購求兼用証明書

第 47 条第 3 号に規定する様式による。

- 2 指定学校において、その代表者が発行した証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

(学生用割引券等の効力)

第 85 条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購求した乗車券は、その割引証に記入されている学生又は生徒がその在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

- 2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購求した割引普通券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、次頁に定める当該施設の代表者の発行した旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

- 3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

- 4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購求した付添人用割引普通券（付添人だけ往復として購求した往復券の復券を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

被救護者旅行証明書様式

表 面

契 印	
<u>旅 行 証 明 書</u>	
下記の者は、当施設 の被救護者で下記区間を 旅行をすることを証明する。	
氏 名	_____ (才)
付 添 人	_____ (才)
乗車船区間	_____ 駅から () _____ 駅まで
	_____ 年 _____ 月 _____ 日 発行
発行者 所在地 施設名 施設代表者氏名	代表者 職 印

裏 面

注 意

- (1) この証明書は、被救護者（付添人）用割引普通乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
- (4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに発行者に返さなければならない。
- (5) この証明書の有効期間は、発効の被から 1 箇月間とする。

備 考

- (1) 内には、指定番号を表示する。
- (2) 乗車区間欄末尾には、片道、往復又は付添人だけ往復の別を表示する。